

校用車使用についての申し合わせ事項  
(令和6年7月8日理事長決裁 同日施行)

<校用車に学生・生徒を乗せて運行することについて>

・校用車に学生・生徒を乗せて運行する必要があるときは、原則、安全性とリスク管理の面から「大新東」、「遠鉄アシスト」等の有資格者に委託する。また、教職員が自家用車に学生を同乗させることは認めない。

・教職員や父母、部活動関係者（本法人と契約関係にある者に限る）が運転する場合は、事前に次の書類を提出し、安全運転管理者または車両管理者【総務課長または事務局次長（各キャンパス事務局担当）】が認めた場合に限り運転を許可する。ただし、中・高校については、父母の運転は許可しない。

①現物確認後の運転免許証の写し（毎年度2回4月・10月に徴取）

②運転記録証明書（毎年度1回4月に徴取、過去3年間を確認し、許可の基準は「別表1」のとおり）

・校用車に学生・生徒を同乗させて運転できる範囲は、東は関東、西は関西、北は北信越までのエリアとし、原則往復500kmを超える場合は2名以上の運転者で運行に当たること。

・校用車に学生・生徒を同乗させて運行する際には、詳細な「行程表（搭乗者全員の名簿を含む）」と「事前に8時間以上の十分な睡眠をとる」、「2時間毎に休憩を取る」などの交通安全に心がける旨の「誓約書」を提出すること。

・万一点数に変更（違反・事故）があった場合はただちに、安全運転管理者または車両管理者へ届け出ること。

・その他、判断に迷う事項があれば、安全運転管理者または車両管理者に相談し、認められた場合に限り運転を許可する。

別表1

・3年間に前歴（免停等）がある者は不適格と判断し、許可しない。

・3年間の違反が3点以下の者に許可する。

\*参考【速度加速の減点数（酒気帯び運転を除く）】

25km以上30km未満3点

20km以上25km未満2点

20km未満1点

その他、駐停車違反、信号無視、追い越し違反、一時不停止は各2点減点